

Q&A

経済不況でも

国民年金は大丈夫？

Q

最近、個人年金について、金利の低迷により予定していた利率が確保できなくなったり、運営する会社が倒産したために受け取り額が引き下げられるといった話を聞きますが、国民年金は大丈夫なのでしょうか。

A

国民年金は国が責任をもつて、支える世代の負担(保険料)と受け取る年金額のバランスを考えながら、行き詰まることのないように社会の変化に柔軟に対応するようになっているので大丈夫です。

また、将来物価が上昇した場合、個人年金の受け取り額は基本的に契約時の金額のままであるのに対し、国民年金は物価の上昇にあわせて年金額も引き上げられる物価スライド制なので安心です。

国民年金と個人年金の主なちがい

	国民年金	個人年金
しくみ	世代間の助け合いにより年金を支給する国の社会補償制度の一つ	個人が任意で契約し、老後にその契約額を受け取る貯蓄の一種
運営	国	生命保険会社など
保険料	1か月13,300円(平成13年度)	個人が契約した額
年金の財源	年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料でまかなっている	加入者の掛金とその運用利益でまかなっている
年金額の引き上げ	物価が上昇しても年金の額は保証される(完全物価スライド制)	物価が上昇しても年金額は契約した内容の額
税控除	納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除でき、受け取る年金は「公的年金控除」により全額無税	納めた保険料の控除額は最高5万円までで、受け取る年金額は税の控除がなく全額課税対象
事務費	全額国の負担	加入者の掛金



万一の事故に備え 交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、住民一人一人が会費を出し合い相互扶助の立場に立って、交通事故の被害者に見舞金をおくり救済しようとする制度です。「車社会」の今、万一の事故に備えて家族みんなで加入しましょう。

■申込みと受付

各地区の総務員さんを通じて、チラシと申込書が配布されますので、会費を添えて8月20日(月)までに総務員さんに申し込んで下さい。

なお、総務員さんへの申込みが遅れた場合は、8月31日(金)までに役場総務課へ申し込んで下さい。

■共済期間と会費

共済期間は、9月1日から翌年の8月31日までの1年間で、会費は700円です。(途中加入もできます)

■事故の届出

事故に遭ったときはすぐに警察に届け出て、後日、交通事故証明を発行してもらえるようにして下さい。

■共済見舞金

- ・死亡……150万円
- ・障害……2～50万円

(治療実日数に応じた額)
※障害者(1・2級)になっ

てしまったときは、障害見舞金のほかに50万円が、また、死亡した会員に遺児があるときは、一人につき10万円が支給されます。

■請求に必要な書類

表のとおり詳しくは、役場総務課へ問い合わせ下さい。

見舞金の種別	障害	死亡	身障	交通遺児
必要な書類				
会員証(集団会員は不要)	○	○	○	○
交通事故証明書等	○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)	○			
死亡診断書又は死体検案書		○		○
身体障害者手帳			○	
身体障害者診断書			○	
戸籍謄本				○